

教育基本法改悪政府案

研修会を利用し、 宣伝・既成事実化

継続審議となっている教育基本法改悪法案。政府・文科省は、早期成立をはかろうと各地の教職員研修会などで、政府案を宣伝したり、教育基本法が変わるという前提で研修をおこなっている実態が全国各地で生まれています。

豊中でも、特別支援教育の研修会で、講師が「秋には教育基本法が変わりますので…」と発言しています。また、8月末に開催された算数の教育課程講習会の場でも、資料として、教育基本法政府案を説明したものを参加者に配布。そこには、なぜ「改正」が必要なのかといった政府・文科

省の考えだけが説明がされています。この資料を配布し、当日説明したのは他の市教委の担当者ということですが、全教豊中は、市教委にこの問題について申し入れをおこないました。

夏休みに府下で開かれたある「人権」の研究会では、府教委の人物が、「教育基本法が変わるので、それを考えて、教育の施策をすすめていく」という主旨の発言をしたりもしています。

いっしょにご参加ください

教職員学習会

教育基本法「改正」論のねらうもの
国会で明らかにしたこと

9月7日(木) 午後5時45分

福祉会館3階
講師 藤木 邦顕さん(弁護士)

市民宣伝

9月8日(金) 午後5時45分

豊中駅

9日(土) 10日(日) 12時～1時 豊中駅

基本法改悪でゆがめられる教育と学校

内心の自由を
踏みしめる教育

改革案では、「教育の目標」条項をつくり、「国を愛する態度」など20もの徳目をあげ、その「目標の達成」を国民全体に義務付けようとしています。法律に「目標」として書き込み、「達成が」が義務づけられれば、特定の価値観を強制することになります。これは、憲法19条が保障した思想・良心・内心の自由を侵害するものです。

教員の役割を
一八〇度転換する

現行第10条は「教育は…国民

全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」としています。これは、教職員自らが力量を高め、子どもたちや保護者の直接的な期待に応える教育をすすめていくという原則を述べたものです。第6条の「教員は全体の奉仕者であつて…」は、天皇の官吏という戦前の位置付けから、国民の利益、子どもの学習する権利を保障することを一番の使命に位置付け直したものです。

政府案は、それを逆転させるために「直接に責任を負つて」と「全体の奉仕者」の二つの言葉を削っています。再び教職員

その上、教員免許更新制の導入で、国家にとって望ましくない教員、国の教育施策二批判的な教育の国家統制がすすむ

教員を排除することももくろまれています。

さらに、「教育振興基本計画」を法制化し、教育政策の主導権を国家・文科省に置き、その実行を地方や学校に求めるもので、教育の国家統制をはかるうとしていきます。「もつと競争原理を導入する」「競争意識を涵養する」といった前文科大臣が提案した全国一斉学力テストは、その典型であり来年4月に強制実施されようとしています。



8・26箕面駅頭での宣伝

「改正」の早期成立発言もあり、世論誘導になりふり構わぬ動きを見せています。

基本法を変えることで教育はよくなりません。より一層教育と学校がゆがめられます。最大の犠牲は未来をになう子どもたちにむかいます。教育基本法改悪を許さない国民的な声を大きく広げることが急務です。

全教豊中もこの間、8月26日の教研集会終了後に、箕面駅で20名で宣伝。また、8月30日には、豊中駅前での団体と共同して25名で市民へ宣伝をおこないました。

全教

373

2006年9月6日

とよなか

全教豊中教職員組合

〒561 0874 豊中市長興寺南3-5-2

TEL (06) 6865-3190 FAX (06) 6865-3191

Eメール zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp

HP http://www.tcct.zaq.ne.jp/zenkyo-toyonaka/